**Ｒ６.　７.　３**

**定　　　款**

**社会福祉法人東京都同胞援護会**

社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会　定款

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）　第一種社会福祉事業

　　（イ）母子生活支援施設の経営

　　（ロ）児童養護施設の経営

　　（ハ）養護老人ホームの経営

　　（ニ）特別養護老人ホームの経営

　　（ホ）軽費老人ホームの経営

　　（ヘ）救護施設の経営

　　（ト）女性自立支援施設の経営

　　（チ）障害者支援施設の経営

（2）　第二種社会福祉事業

　　（イ）保育所の経営

　　（ロ）生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業及び医療保護施設の経営

　　（ハ）老人デイサービスセンターの経営

　　（ニ）身体障害者福祉センター（B型）の経営

　　（ホ）障害福祉サービス事業の経営

　　（ヘ）特定相談支援事業の経営

　　（ト）移動支援事業の経営

　　（チ）地域活動支援センターの経営

　　（リ）老人短期入所事業の経営

　　（ヌ）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

　　（ル）子育て短期支援事業の経営

（ヲ）地域子育て支援拠点事業の経営

（ワ）一時預かり事業の経営

（カ）児童厚生施設の経営

（ヨ）小規模多機能型居宅介護事業の経営

（タ）老人居宅介護等事業の経営

（名　称）

第２条　この法人は、社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2　この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を東京都新宿区原町三丁目８番地に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員８名以上１０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員３名の合計５名で構成する。

3　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の２名が出席し、かつ、外部委員の１名が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して、各年度の総額が１００万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構　成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権　限）

第10条　評議員会は、次の事項について決議する。

（1）理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

（2）理事及び監事の報酬等の額

（3）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（4）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（5）定款の変更

（6）残余財産の処分

（7）基本財産の処分

（8）社会福祉充実計画の承認

（9）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第11条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第12条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3　評議員会に議長を置き、議長は、その都度評議員の互選で定める。

（決　議）

第13条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1）監事の解任

（2）定款の変更

（3）その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第４章　役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第15条　この法人には、次の役員を置く。

（1）理事７名以上９名以内

（2）監事２名

2　理事のうち１名を理事長とする。

3　理事長以外の理事のうち、１名を常務理事とし、社会福祉法第４５条の１６第２項第２号に定めるところの業務執行理事とする。

4　この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第16条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第18条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第19条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（1）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

（2）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第20条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第21条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（2）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

（3）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

3　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）

第22条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（職　員）

第23条　この法人に、職員を置く。

2　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。ただし、病院職員及び事業局職員については、別に定める。

（事務局）

第24条　この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2　事務局に関する規程は、別に定める。

第５章　顧　問

（顧　問）

第25条　この法人に、顧問を置くことができる。

2　顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

3　顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

第６章　理事会

（構　成）

第26条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）

第27条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（1）この法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）理事長及び常務理事の選定及び解職

（招　集）

第28条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

3　理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

（決　議）

第29条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の３分の２以上が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第30条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第７章　資産及び会計

（資産の区分）

第31条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の４種とする。

2　基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3　その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4　公益事業用財産及び収益事業用財産は、第３９条に掲げる公益を目的とする事業及び第４１条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第32条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会において、理事総数及び評議員総数の各々３分の２以上の同意による承認を得て、東京都知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東京都知事の承認は必要としない。

（1）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（2）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（3）社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を東京都知事に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく東京都知事に届け出るものとする。

（資産の管理）

第33条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の決議を経て、社債に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第34条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において、理事総数の３分の２以上の同意による決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第35条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第６号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

（5）貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

（6）財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第２条の３９に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）会計監査報告

（3）理事及び監事並びに評議員の名簿

（4）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（5）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第36条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第37条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第38条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第８章　公益を目的とする事業

（種　別）

第39条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（1）心身障害者福祉ホームの経営

（2）地域包括支援センターの経営

（3）訪問看護ステーションの経営

（4）居宅介護支援事業

（5）介護人材の育成事業

（6）地域支援事業

（7）サービス付き高齢者向け住宅の経営

（8）介護保険外の自費サービス事業

2　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（剰余金が出た場合の処分）

第40条　前条の規定よって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第９章　収益を目的とする事業

（種　別）

第41条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、次の事業を行う。

（1）謄写、活版印刷事業

（2）駐車場その他不動産に関する事業

2　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（収益の処分）

第42条　前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第１３条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第10章　解　散

（解　散）

第43条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第44条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第11章　定款の変更

（定款の変更）

第45条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東京都知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東京都知事に届け出なければならない。

第12章　公告の方法その他

（公告の方法）

第46条　この法人の公告は、社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第47条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事　 横瀬 精一

〃　　 石井 鐵太郎

〃　　 山口 安憲

〃　　 中村 元督

〃　　 奥　むめお

〃　　 徳田 茂

〃　　 北田 一郎

〃　　 益池 清助

監事　 中川 幽芳

〃　　 中井 喜代太

附則

昭和２７年　５月２８日　組織変更認可厚生省東社　第　４３５号

　　　附則

昭和２７年１０月１３日　一部変更認可厚生省東社　第　５０７号

　　　附則

昭和２８年１１月２５日　一部変更認可厚生省東社　第　２８９号

　　　附則

昭和３０年　９月３０日　一部変更認可厚生省東社　第　３１８号

　　　附則

昭和３３年　２月１３日　一部変更認可厚生省東社　第　　４３号

　　　附則

昭和３３年１２月２２日　一部変更認可厚生省東社　第　３４２号

　　　附則

昭和３４年　５月１３日　一部変更認可厚生省東社　第　２０１号

　　　附則

昭和３５年１１月１６日　一部変更認可厚生省東社　第　３７２号

　　　附則

昭和３９年１０月　１日　一部変更認可厚生省収社　第　５８２号

　　　附則

昭和４０年１１月１８日　一部変更認可厚生省社庶　第　５２１号

　　　附則

昭和４３年　５月１３日　一部変更認可厚生省社庶　第　１８２号

　　　附則

昭和４３年　７月１８日　一部変更認可厚生省社庶　第　２６６号

　　　附則

昭和４５年　８月２７日　一部変更認可厚生省社　　第　５３０号

　　　附則

昭和４７年１２月　９日　一部変更認可厚生省社　　第　９１０号

　　　附則

昭和４８年　５月　９日　一部変更認可厚生省社　　第　４３５号

　　　附則

昭和４８年　８月２８日　一部変更認可厚生省社　　第　８０７号

　　　附則

昭和４９年　４月　４日　一部変更認可厚生省社　　第　３９８号

　　　附則

昭和５０年　３月３１日　一部変更認可厚生省社　　第　２４２号

　　　附則

昭和５１年　４月１５日　一部変更認可厚生省社　　第　３７３号

　　　附則

昭和５３年　３月３０日　一部変更認可厚生省社　　第　３６４号

　　　附則

昭和５３年　６月２０日　一部変更認可厚生省社　　第　６５７号

　　　附則

昭和５３年１１月　７日　一部変更認可厚生省社　　第１０６３号

　　　附則

昭和５４年１０月　４日　一部変更認可厚生省社　　第　９１７号

　　　附則

昭和５４年１０月　４日　一部変更認可厚生省社　　第　９１９号

　　　附則

昭和５４年１２月２４日　一部変更認可厚生省社　　第１１８５号

　　　附則

昭和５５年　１月２１日　一部変更認可厚生省社　　第　　２１号

　　　附則

昭和５８年　５月１１日　一部変更認可厚生省社　　第　３５４号

　　　附則

昭和５９年　７月　２日　一部変更認可厚生省社　　第　４８６号

　　　附則

昭和６０年　３月２６日　一部変更認可厚生省社　　第　２７５号

　　　附則

昭和６０年　８月　２日　一部変更認可厚生省社　　第　６９９号

　　　附則

昭和６０年　８月　２日　一部変更認可厚生省社　　第　７００号

　　　附則

昭和６０年　８月　２日　一部変更認可厚生省社　　第　７０１号

　　　附則

昭和６０年１２月１９日　一部変更認可厚生省社　　第　９９１号

　　　附則

昭和６１年　２月１０日　基本財産増加届

附則

昭和６１年　７月　８日　一部変更認可厚生省社　　第　６４９号

附則

昭和６１年　７月２５日　一部変更認可厚生省社　　第　７６３号

　　　附則

昭和６１年１２月２０日　基本財産増加届

　　　附則

昭和６２年　９月２８日　一部変更認可厚生省社　　　第５７８号

　　　附則

昭和６３年　６月２２日　基本財産増加届

　　　附則

平成　元年　８月３０日　一部変更認可厚生省社　　　第４２７号

　　　附則

平成　３年　３月　４日　一部変更認可厚生省社　　　第　７１号

　　　附則

平成　４年　１月２２日　一部変更認可厚生省社　　　第　３１号

　　　附則

平成　４年１２月１６日　一部変更認可厚生省収社援　第１７７号

　　　附則

平成　５年　２月　１日　一部変更認可厚生省収社援　第　１２号

　　　附則

平成　７年　１月２７日　一部変更認可厚生省収社援　第　２４号

　　　附則

平成１３年１０月１５日　一部変更認可厚生労働省発老第３０５号

　　　附則

　　平成１７年　２月２１日　一部変更認可厚生労働省発老第0221001号

　　　附則

　　平成１８年１２月　７日　一部変更認可東京都18福保指指第９３７号

附則

　　平成１９年　４月２４日　一部変更認可東京都19福保指指第　７５号

附則

　　平成１９年　９月　５日　一部変更認可東京都19福保指指第５８３号

　　　附則

　　平成２２年　３月１１日　一部変更認可東京都21福保指指第１４４９号

　　　附則

　　平成２２年　９月２７日　一部変更認可東京都22福保指指第６５０号

　　　附則

　　平成２３年　１月　４日　一部変更認可東京都22福保指指第９８８号

　　　附則

　　平成２３年　７月　４日　一部変更認可東京都23福保指指第２８８号

　　　附則

　　平成２４年　１月１３日　一部変更認可東京都23福保指指第１１４１号

　　　附則

　　平成２５年　８月１６日　一部変更認可東京都25福保指指第４０６号

　　　附則

　　平成２５年１２月１３日　一部変更認可東京都25福保指指第８１３号

　　　附則

　　平成２６年　５月２８日　一部変更認可東京都26福保指指第１２８号

　　　附則

　　平成２７年　６月１５日　一部変更認可東京都27福保指指第２２１号

　　　附則

　　平成２８年　７月１３日　一部変更認可東京都28福保指指第３２１号

　　　附則

　　平成２８年１２月２０日　一部変更認可東京都28福保指指第８３４号

附則

平成２９年　７月　７日　一部変更認可東京都29福保指指第３３５号

　　　附則

　　平成２９年１１月１５日　一部変更認可東京都29福保指指第６９７号

　　　附則

　　平成３０年　６月２０日　一部変更認可東京都30福保指指第２８７号

　　　附則

　　平成３０年１０月１７月　一部変更認可東京都30福保指指第６０１号

　　　附則

　　平成３１年　１月３０日　一部変更認可東京都30福保指指第８５４号

　　　附則

　　令和　元年　７月２９日　一部変更認可東京都31福保指指第３２０号

　　　附則

　　令和　元年　９月　２日　一部変更認可東京都31福保指指第４４４号

　　　附則

　　令和　３年　５月１７日　一部変更認可 東京都３福保指指 第 ９６号

附則

　　令和　４年　９月　９日　一部変更認可東京都 ４福保指指第３８１号

附則

令和　６年　３月　５日　一部変更認可東京都 ５福祉指指第４４４号

附則

令和　６年　７月　３日　一部変更認可東京都 ６福祉指指第２０４号

別表

基本財産

１　建物

　（１）東京都板橋区大山町４４番地３所在の　鉄筋コンクリート造陸屋根５階建　　壱棟　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　 （　1，168.10㎡）

　（２）東京都昭島市築地町字沖ノ原３３７番地、福島町字西野道上９４１番地４所在の

（イ）鉄筋コンクリート造陸屋根３階建　　壱棟　　　（　2，764.25㎡）

（ロ）鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建　　壱棟　　　（　　　97.65㎡）

（ハ）鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建　　壱棟　　　（　　　38.88㎡）

（二）軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建　　壱棟　（　　　69.85㎡）

（３）

 　　　　　　 （　1，312.17㎡）

（４）東京都昭島市築地町字沖ノ原３３９番地所在の　鉄骨造亜鉛鉄板葺平家建

　　 壱棟　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（　　333.00㎡）

（５）東京都昭島市築地町字沖ノ原３４２番地、３４１番地所在の　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　　壱棟　　　　　　　　　　　　（　 　82.87㎡）

（６）東京都昭島市築地町字沖ノ原３４１番地、３４２番地所在の　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　　壱棟　　　　　　　 　（　　33.12㎡）

（７）東京都港区高輪一丁目７０１番地５７所在の　鉄筋コンクリート造陸屋根２階建　　壱棟　　　　　　　　　　　　　 　（　　406.65㎡）

（８）東京都板橋区蓮根三丁目９番地３所在の

（イ）鉄筋コンクリート造陸屋根二階建　　壱棟　　　 ( 　 839.32㎡）

（ロ）鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　　壱棟　　　 （ 　　10.66㎡）

（９）東京都昭島市築地町字沖ノ原３３９番地、同所字仲平３３２番地、３３３番地、東京都昭島市中神町字東新畑１２５番地１０、同番地８、同番地１１、同番地１３所在の　鉄筋コンクリート造陸屋根３階建　　壱棟

　　　　　　　　　　　　　　　　　（　4，151.40㎡）

（１０）東京都昭島市築地町字仲平３１３番地、３１２番地、３１５番地所在の　鉄筋コンクリート造陸屋根２階建　　壱棟 　 　　　 （　　314.37㎡）

（１１）東京都昭島市築地町字沖ノ原３３７番地、東京都昭島市中神町字東新畑１２３７番地２所在の　鉄筋コンクリート造陸屋根３階建　　壱棟

　 （ 3，260.99㎡）

（１２）東京都昭島市つつじが丘三丁目４７４番地１、７９５番地６所在の

（イ）鉄筋コンクリート造陸屋根２階建　　壱棟　　　　（　　742.08㎡）

　　（ロ）鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　　壱棟　　　　（　　　7.50㎡）

（１３）東京都東村山市富士見町二丁目７番地１３所在の　コンクリートブロック造亜鉛鉄板葺２階建　　壱棟　　　　　　　　 （　　149.18㎡）

（１４）東京都新宿区原町三丁目８４番地３２所在の　鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下１階付３階建　　壱棟　　　　　　　　　　　 （　1，846.49㎡）

（１５）東京都東村山市富士見町二丁目７番地１３所在の　軽量鉄骨造スレートぶき２階建　　壱棟　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （　　999.45㎡）

（１６）東京都東村山市富士見町二丁目７番地１３所在の

（イ）鉄筋コンクリート造ルーフイング葺２階建　　壱棟（　3，397.80㎡）

（ロ）鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　　壱棟　　　　 　 （　 5.00㎡）

（ハ）鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建　　壱棟　　　　　　　（　30.00㎡）

（ニ）鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建　　壱棟　　　　　　　（　10.80㎡）

（１７）東京都豊島区長崎三丁目３７番地１３所在の

　（イ）鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付３階建　　壱棟

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 　　（　2，013.32㎡）

（ロ）コンクリートブロック造陸屋根平家建　　壱棟　 　　（　 4.05㎡）

（１８）東京都東村山市富士見町二丁目７番地４０所在の　鉄筋コンクリート造陸屋根４階建　　壱棟　　　　　　　　　　　　　　　　　 （ 4，622.63㎡）

（１９）東京都昭島市築地町字仲平２４９番地２所在の　鉄骨造陸屋根２階建

　　　　壱棟 　　　　　　　　 　　　　 （ 　595.18㎡）

（２０）東京都昭島市築地町字沖ノ原３３７番地所在の　鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根平家建　　壱棟　　　　　　　　　　　　 　　（　 446.40㎡）

（２１）東京都昭島市築地町字仲平２４９番地２所在の

　　 （イ）鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺地下１階付４階建

　　壱棟　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　（　5，770.66㎡）

（ロ）鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　　壱棟　　 　　　（ 11.44㎡）

（２２）東京都昭島市築地町字仲平２４９番地１６所在の

（イ）鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺３階建　　壱棟

　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 　4，016.93㎡）

（ロ）鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　　壱棟　　　　 （　　20.16㎡）

（ハ）鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　　壱棟　　　　　（　　19.00㎡）

（２３）東京都昭島市福島町字西野道上８９０番地、９１０番地２、東京都昭島市築地町字沖ノ原３３７番地所在の

　　（イ）鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根５階建　　壱棟

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 13，076.65㎡）

 （ロ）鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建　　壱棟　　　　　　　 （　50.12㎡）

　　（ハ）軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建　　壱棟　　　　　 （ 38.89㎡）

（２４）東京都豊島区南池袋三丁目４２番地１所在の　鉄筋コンクリート造１階建１階部分　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （　 953.32㎡）

（２５）東京都昭島市中神町字中新畑１１７２番地２１、１１７２番地１２、１１７２番地２０所在の　木造スレートぶき２階建　　壱棟　　（　124.61㎡）

（２６）東京都東村山市富士見町一丁目５番地１１所在の　鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき・陸屋根２階建　　壱棟　　　　　　　　（　796.22㎡）

（２７）東京都昭島市築地町字仲平２４９番地１２、同所字仲ノ原３３７番地所在の

　　（イ）鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　　　壱棟　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 1，691.44㎡）

　　（ロ）コンクリートブロック造コンクリート屋根平家建

　　　　壱棟　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　3.75㎡）

（２８）東京都杉並区和田一丁目４３番地１、４３番地２、４３番地２５所在の

　　（イ）鉄筋コンクリート造陸屋根４階建

　　　　壱棟　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 2，529.14㎡）

　　（ロ）鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建

　　　　壱棟　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （ 　14.40㎡）

（２９）東京都新宿区原町三丁目８４番地４所在の　鉄筋コンクリート造陸屋根５階建　　壱棟　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 1，005.48㎡）

（３０）東京都立川市柴崎町三丁目９７番地所在の　鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根２階建　　壱棟　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 1，443.56㎡）

（３１）東京都昭島市松原町五丁目２９６９番地３１、２９７２番地６、２９７２番地３８所在の　鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付き４階建

　　　　壱棟　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （　 481.80㎡）

（３２）東京都昭島市築地町字仲平２４９番地１２、東京都昭島市中神町字東新畑　１２３７番地２所在の

　鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根３階建　　壱棟　　　（　 3，119.75㎡）

（３３）東京都東村山市富士見町二丁目７番地１４所在の　木造合金メッキ鋼板ぶき平家建　　壱棟　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　304.73㎡）

（３４）東京都杉並区井草五丁目１６４番地１所在の　鉄骨造陸屋根２階建

　　　 壱棟　　　　　　　　 　　　　　　　　（ 　562.46㎡）

２　土地

（１）東京都杉並区和田一丁目４３番２所在の　敷地　壱筆

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　 （ 　572.09㎡）

　（２）東京都杉並区和田一丁目４３番１所在の　敷地　壱筆

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　（　1，154.66㎡）

　（３）東京都杉並区和田一丁目４３番２５所在の　敷地　壱筆

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （ 　244.10㎡）

　（４）東京都板橋区大山町四四番参所在の　敷地　壱筆

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 （　　564.11㎡）

　（５）東京都東村山市富士見町二丁目７番４０所在の　敷地　壱筆

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（　4，023.13㎡）

　（６）東京都東村山市富士見町二丁目７番４１所在の　敷地　壱筆

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 （　　　4.57㎡）

（７）東京都新宿区原町三丁目８４番３２所在の　敷地　壱筆

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（　1，024.49㎡のうち1，000.675㎡）

（８）東京都新宿区原町三丁目８４番３４所在の　敷地　壱筆

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （ 　　1.51㎡）

（９）東京都昭島市中神町字中新畑１１７２番２１所在の　敷地　壱筆

（　　134.89㎡）

（１０）東京都東村山市富士見町二丁目７番１４所在の　敷地　壱筆

（　4，674.04㎡のうち644.56㎡）